

<別紙1>

第三者評価結果報告書

① 第三者評価機関名

株式会社プレパレーション

②施設・事業所情報

名称：川崎市津田山保育園	種別：認可保育所
代表者氏名： 依田 久美子	定員（利用人数）： 120 名
所在地：神奈川県川崎市高津区下作延5-1-10	
TEL：044-888-5291	ホームページ： https://www.city.kawasaki.jp
開設年月日：昭和48年7月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：川崎市	
経営法人・設置主体（法人名等）：	
職員数	常勤職員： 21名 会計年度職員 21名
専門職員	（専門職の名称）看護師1名 兼務栄養士1名
施設・設備 の概要	（居室数） （設備等）
	保育室 9 子どもトイレ 2か所
	遊戯室 大人トイレ 2か所
	更衣室 1 園庭 有(○) 無()
	事務室 1 その他
	調乳室 1 多目的室 1

③理念・基本方針

◎保育理念

- ・子どもの権利を保障し、未来を担う子どもたちの生きる力を育む保育

◎保育目標

- ・心身ともに健康な子ども
- ・感性豊かな子ども
- ・友達と遊べる子ども

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・生活や遊びの中、実体験を通した子ども達の発見・感動・共感を大切に保育しています。
- ・異年齢の関りを通して、憧れや思いやりの気持ちを育てます。
- ・可動遊具でたくさん遊びます。
- ・地域の方向けに園庭や室内開放をし、体験保育や各種講座を開催し地域子育て支援を行っています。また、近隣保育所との連携を図り、園庭開放や交流保育を実施しています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2024年4月1日（契約日） ～ 2024年12月27日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	4回（2020年度）

⑥総評

◇特長や今後期待される点

- ・三者（保育士・栄養士・看護師）が連携して保育に努めています

園には、保育士、看護師、栄養士が在籍しており、それぞれの専門的視点から、こどもの姿を情報共有し保育に努めています。定期的に三者連携集会を実施しており、こどもたちに「歯磨き」「水分補給」「冬を健康に過ごすため～手洗い・うがい～」など季節に合わせたテーマをわかりやすく伝え、こどもの興味関心を引き出しています。離乳食の進め方やアレルギー疾患のあるこどもへの対応時には、三者連携することで保護者とのコミュニケーションが円滑になり信頼関係が築きやすく保護者の安心感が高まります。園ではこどもの行動や成長に対する視点が多く、質の高い保育がおこなわれています。

- ・地域の方々に対して保育や子どもに関する身近な相談や交流の場を提供しています

園では、市の子育て支援の拠点として、地域の人々に対して園庭開放や園内開放、絵本の貸し出し、健康や栄養に関する講座などを定期的におこない、地域の交流や子育て支援に取り組んでいます。「近くの公園に遊びに行く感覚で気軽にいらしてください」という呼びかけをおこない、保育園という場所を身近に感じてもらえるような温かい雰囲気を利用者を迎え入れています。交流する中で、保育士が子育て相談に答えたり、こどもの成長を喜び合ったりして、非常に充実した時間を過ごしています。園庭は、こどもが伸び伸びと走り回れるほどの十分な広さで、梅、さくら、びわ、どんぐりの木があり、たくさんの緑を感じることができます。また、室内には、こどもの創造力を高めるさまざまな玩具を用意し、夢中になって遊べる環境が整っています。さらに、季節ごとのイベントやワークショップも開催しており、こどもたちや保護者がともに楽しめる機会を提供しています。これにより、地域全体でのつながりが深まり、より良い子育て環境作りに貢献しています。

- ・未来の人材育成に向け取り組んでいます

未来の人材確保に向け積極的に保育実習や看護実習の受け入れをおこなっています。園では実習生の受け入れにあたり、実習の目的と適切な指導を共通認識し、助言や指導をおこなっています。また、全体的な計画に掲げている「地域の関係機関との連携」として学校教育にも協力しており中学生の職場体験、高校生のインターシップを受け入れています。実習生や学生の受け入れ時には事前に学校との調整を丁寧におこない、園ではオリエンテーションにて実習の心得・守秘義務の説明とSNSの発信については注意喚起をしています。保護者には事前に受け入れの目的など伝えて、ご理解いただいています。未来の人材確保に向け継続した取り組みが期待されます。

- ・就学を見据え小学校との連携がスムーズに進むよう、さまざまな工夫をしています

幼児教育と小学校教育の接続を重視し、幼児期の教育と小学校教育が円滑に接続するように取り組んでいます。就学先にこども一人ひとりの育ちを丁寧に引き継ぐことはもちろん、就学後も関わりを持ち続けることで、継続的な情報共有を図っています。園では、こどもの育ちと学びを小学校につなげるために、アプローチプログラムという新たな書式を策定しました。保育園で展開しているさまざまな活動や経験が、どのような力になり、役立つのかが一目で分かるようにまとめられており、のちに正式に川崎市のフォーマットとして採用されました。小学校教員からも「とても分かりやすい」という声が挙がっています。今後も、小学校への連携や接続に関する取り組みがより一層発展することが期待されます。さらに、保護者や地域の方々との協力を深め、こどもたちが安心して学べる環境作りに努めていく予定です。これにより、こ

どもたちの成長をともに見守り、支えていくことができると考えています。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審することで、保護者からのアンケートや職員の意見等より再度、自園の保育を見直すことができました。今回の第三者評価の結果から自園の好事例、また課題を発見できたことにより、今後は課題解決に向け取り組み、職員一丸となって保育の充実を図りたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり

第三者評価結果

事業所名：川崎市津田山保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 川崎市公立保育園共通の保育理念に、園独自の保育目標「心身共に健康な子ども 感性豊かな子ども 友だちと遊べるこども」はホームページやパンフレットに掲載しており、園内に掲示し周知しています。保護者には保育内容説明会やクラス別懇談会にて資料を配付し丁寧に説明しています。	

2 経営状況の把握

（1） 経営環境の変化等に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 園長は高津区公立保育園の園長会などで、区内の保育情勢の動向を把握しています。幼保小連携推進事業や民生委員と連携を図り、地域の情報や課題を把握・分析しており、津田山地区は0歳児の保育ニーズが高いことから、0歳児向けのイベントを複数回計画しています。園では園庭・室内開放や地域子育て支援年間計画を立て、地域の子育て支援をおこなっています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント> リーダー会議で抽出した課題「コロナウイルス感染症が5類感染症に移行に伴う保育内容や行事の見直し」「適切な保育をおこなう」「子どもの人権が守られる」など職員がプロジェクトグループを作り具体的な取り組みを協議しています。保護者アンケートでは、保護者のニーズを把握し職員間で共有を図り改善に向けた取り組みをおこなっています。	

3 事業計画の策定

（1） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<コメント> 「川崎市総合計画」にもとづき策定された「主要課題」に沿って、園長は津田山保育園保育運営方針を策定し、年度初めに職員に周知しています。保育運営方針では、保育理念・保育目標・園の特色を共有したうえで「こどもの権利・人権を尊重する保育」など保育をするうえで大事にしていることを職員と共有しています。	
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<コメント> 全体的な計画をもとに、担任は年間指導計画、栄養士は食育計画、看護師は健康管理計画を作成し三者（保育士・栄養士・看護師）連携集会計画など、年間の事業内容を具体的に示しています。保護者には、保育内容説明会や懇談会にて園の取り組みや年間行事計画を周知しています。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント> 年度初めに津田山保育園保育運営方針を全職員で共通理解のうえ、全体的な計画の「新たな公立保育園の機能」として掲げられている地域子育て支援の年間計画を立て実施しています。地域子育て支援事業は前年度の評価・見直しから課題を協議し、地域の親子向け情報を掲載した「つだっこDAYORI」の発行や、コロナ禍で中止していた「あつまれキッズ」を再開しています。	
。	
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント> 保護者には、4月に保育説明会を開催し保育内容や年齢ごとのねらい・年間行事計画など説明しています。保育説明会に欠席の保護者には担任から説明し理解を得ています。日々の取り組みは、園だよりやクラスだよりと通じて園での様子を伝えています。	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント> 全体的な計画に沿った保育指導計画や食育・健康計画を作成し保育をおこなっています。職員は期ごとに、こどもやクラスの様子などから保育を振り返り、PDCAサイクルにもとづく課題解決に向けた取り組みが機能しています。園では自己評価から現状の把握や取り組むべき課題の抽出など、保育の質の向上に向けた取り組みをおこなっています。	
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント> 園の自己評価により明確になった課題については、年度末の職員会議で改善策について協議し次年度の計画に反映しています。日々の保育で気になる点は職員間で共有し、内容によっては全体職員会議や乳幼児会議・給食会議・用務会議などそれぞれの会議にて改善策を検討する仕組みを整備しています。自己評価結果の公表はホームページと併せて、課題を整理した壁新聞を作成し園内に掲示しています。	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 園長は津田山保育園保育運営方針を策定し、職員会議において園の方針を説明し理解を図っています。また、業務分担表には業務内容や担当行事を明記しており、会議の月当番表にて司会と記録係など役割分担を示し職員が見通しを持って業務に取り組めるようにしています。園長不在時の指揮系統を明確にしており、その際は必ず園長に連絡・報告するなど連携を図っています。	
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 園長は園長会や研修会により遵守すべき法令や基準を正しく把握・理解し園の運営に努め、行政からの通知など把握した情報は職員と共有しています。職員は服務規程研修を受け、行政保育士として多様なニーズへの対応・地域の子育て支援に努めています。園では服務チェック・自己点検チェックシート・情報セキュリティチェックにより法令遵守に対する意識を高めています。	

【12】Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
園長は日々の現場観察のほか、記録類や指導計画の確認をして現状及び課題を把握しています。園の運営についてはリーダー・サブリーダーと連携して、把握した課題解決に努めています。職員は研究部会を作り、「子どもにとって楽しい園生活」「環境」「自己評価」とテーマごとに保育の振り返りから課題解決に向けた話し合いをおこなっています。園内研修では研究部会の各テーマの成果を報告し、保育の質の向上に向け取り組んでいます。	
【13】Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
園長は職員の人事評価面談を年3回おこない、業務の進捗状況や保育への取り組みなど把握しています。職員の意見や考えを理解し、一人ひとりが働きやすいチーム作りに努めています。職員には保育のうえで大事なことから「子どもの最善の利益を」考えるよう伝えており、こどもにとって安全な環境づくりに向けて取り組んでいます。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント>	
川崎市の施策において人材確保や職員配置がおこなわれ、園と連携しています。会計年度職員の採用は園で募集などの対応をしています。職員の人材育成や育成計画研修制度を整備しており、計画的に実施しています。新規採用職員は川崎市のキャリアシートやOJTノートを活用し育成担当者を決めて面談やフォロー体制を整えて指導しています。	
【15】Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント>	
川崎市人材育成方針に職位ごとに求められる役割と職員像を示し、職員一人ひとりが認識しています。職員はキャリアシートにて自身の短期・中長期の目標を設定し育成担当者と面談して目標達成に向けた研修計画など相談しています。園長は職員との年3回の面談では、業務の進捗や成果・貢献度など確認しており、川崎市人事規程により、職員の異動・昇進・昇格がおこなわれています。	
【16】Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<コメント>	
園長は面談など通じて職員一人ひとりの様子を気かけ、風通しのよい職場づくりに努めています。職員の就業状況は職員の希望を聞きながら時差勤務のシフト制で、当番の回数ができる限り平等になるよう調整しています。	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
【17】Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント>	
川崎市では階層別研修を構築しており、職員に求められる知識や技術の向上に向けた研修体制を整えています。職員はキャリアシートを作成し、育成担当者と目標達成到達度の確認やこれから必要な知識・技術を明確にしています。人事評価制度により園長は職員と面談し、業務の進捗状況の把握や、目標達成に向け助言や指導をするなど職員の育成に向けた取り組みをおこなっています。	

【18】Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
＜コメント＞ 川崎市は人材育成計画により、職員の知識・能力の向上に向けた研修を実施しています。園では研修内容により受講者を決定し、職員全員が平等に研修に参加できるよう調整しています。職員は研修受講後に報告書を提出し、定期的に職員会議などで報告会をおこない職員間で情報共有し学びを深めています。	
【19】Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
＜コメント＞ 新任職員や異動職員にはOJTをおこなうなど人材育成に取り組んでいます。職員はキャリアシートにて自身の保持資格・研修受講履歴を管理しており、今後必要な研修やスキルなど明確にしています。研修の受講は、職員が希望する研修はもとより、職員一人ひとりの経験年数や知識・技術を踏まえ、園運営に必要な研修の受講を勧めています。職員の研修機会が確保できるよう、動画配信の研修などは全職員が視聴できるよう勤務調整しています。	
【20】Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
＜コメント＞ 全体的な計画に掲げている「地域の関係機関との連携」次世代育成として中学生の職場体験、高校生のインターシップの受け入れや、未来の人材確保として保育実習・看護実習の受け入れをおこなっています。実習生の受け入れ時には事前にオリエンテーションをおこない、実習の心得・守秘義務について丁寧に説明し、SNSの発信などについては注意喚起しています。保護者には事前に受け入れの目的や日程を周知し理解をいただいています。	

3
運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
＜コメント＞ 市のホームページにて、保育理念・保育基本方針・保育の内容など情報を公開しています。保護者には保育説明会にて資料やパワーポイントを活用しわかりやすい説明を心掛けており、重要事項説明書にて園の運営について丁寧に説明しています。地域の子育て親子向けのイベント情報は「つだっこDAYORI」を区や園のホームページにて周知しています。	
【22】Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
＜コメント＞ 川崎市の規程に沿った適正な運営に努めています。地域子育て支援事業の「親子でランチ」など現金を取り扱う際は、高津区の職員が対応するなど連携を図っています、監査において指摘事項があった際は、改善策を検討し速やかに報告書を提出しています。	

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
＜コメント＞ 園では公立保育園の役割と機能として「地域の子ども・子育て支援」と掲げ、園庭開放・室内開放・栄養士講座・看護師講座などを実施し、地域の子育て親子を支援しています。保護者には親子で利用出来る地域の施設や催しのチラシを玄関に常置して情報提供しています。	

【24】Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a

<コメント>

川崎市の方針に沿い、園では積極的にボランティアの受け入れをしています。近隣の中学生・高校生のボランティアの受け入れでは将来の職業選択時の参考になるように、さまざまな体験ができるよう配慮しています。学生には事前のオリエンテーションにて、こどもの様子や接し方を伝えるとともに守秘義務についても説明しています。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

【25】Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a

<コメント>

園では地域の関係機関の連絡先一覧を事務所に掲示して、誰でも対応できるようにしています。療育支援センターの職員が巡回し発達相談に関する助言を受けるなど連携を図っています。お散歩マップは保育園周辺の地図をイラスト入りで表示し、AEDを設置している場所にマークを付けて掲示しています。

【26】Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a

<コメント>

園長は福祉ニーズを把握するため、民生・児童委員・地域児童委員連絡会にて地域の福祉ニーズを情報収集しています。職員は幼保小の連絡会・年長児担当者連絡会にて情報交換しており、職員会議を通じて共有しています。保育士・栄養士・看護師による子育て相談では、地域の福祉ニーズを把握しています。

【27】Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a

<コメント>

把握した地域の福祉ニーズにもとづき、地域支援事業を実施しています。園では毎月避難訓練を実施しており、園内開放・室内開放に参加している親子も一緒に訓練に参加しています。園に遊びにきた親子には家庭での防災対策の資料を配布するなどの活動を積極的におこなっています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a

<コメント>

年度初めに、子どもの人権について・不適切保育に遭遇した場合の対処法など職員会議で確認し、「子どもの最善の利益を」共通の理解するための取り組みをおこなっています。職員は「子どもを守る人権擁護のためのセルフチェックリスト」で自身の保育の振り返りをおこない、こどもを尊重した保育に努めています。

【29】Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a

<コメント>

職員はこどものプライバシー保護や人権について共通理解して保育に努めており、おむつ交換の際は必ず衝立を使用して人目に触れないよう配慮しています。看護師は絵本を活用してプライベートゾーンのことを話しており、水遊び時の着替えの際は、上下同時に脱がないことを伝えるなど、自分を守ることの大切さを伝えています。保護者には「今日の保育」にて園での活動を伝え絵本を見てもらえるよう情報を共有しています。

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
【30】Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> 園の概要や保育目標・保育方針は川崎市のホームページに掲載しており、パンフレットなどは関係機関に常置しています。園見学では落ち着いて見学していただけるよう午前・午後と時間調整するなど配慮しています。見学時には園の概要の説明と園舎を案内しており、保護者からの質問には一つ一つ丁寧な対応に努めています。	
【31】Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント> 入園前の保護者面談では重要事項説明書に沿って園の基本的なルールを説明し、書面にて同意の確認をしています。特に個人情報の取り扱いに関しては、保育室やクラス便りでの写真や個人名の使用に関する承諾についても確認書の提出をお願いするなど対応に努めています。保護者には年度初めに保育説明会を開催し、園の取り組みや保育内容について説明しています。	
【32】Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<コメント> こどもの転園先が公立保育園の場合は児童票にて引き継ぎをおこなっており、民間の保育所への転園の場合は保護者の同意のもと、保育時のこどもの様子を伝えるなど転園先での保育の継続性に配慮しています。職員は小学校の授業参観に行き卒園児の様子を見たり、小学校と意見交換会に参加したり継続した支援に繋がっています。	
【33】Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 職員は日々の保育の中で、こどもの表情や言葉・反応などからこどもの気持ちや満足度を汲み取っています。保護者とは日頃からコミュニケーションを図り、個人面談や懇談会などゆっくり話す時間を設けています。保護者が参加する行事ではアンケート調査をおこない、保護者の満足度を把握・分析しており、いただいた意見などは職員で共有し次年度の企画に活かしています。	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
【34】Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【判断した理由・特記事項等】 「川崎市保育園苦情解決要綱」により苦情解決の仕組みを整備しており、保護者には重要事項説明書、保育説明会にて周知しています。玄関には川崎市の「サンキューコール」「市長への手紙」「川崎市市民オンブズマン」に関する制度も掲示して周知しています。	
【35】Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<コメント> 保護者が相談や意見を述べやすいよう、園では連絡帳・保護者アンケート・意見箱など伝えやすい環境を整備しています。さらに、重要事項説明書にて苦情・要望相談窓口と第三者委員の連絡先を周知しています。園には発達相談支援コーディネーターの資格を持つ職員が複数名おり、こどもの発達に関する相談に応じています。相談は土曜日や個室を利用するなど、他の保護者に見えない・聞こえない環境に配慮しています。	

【36】Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント> 事務室が玄関横にあるため、保護者とは送迎時に話しやすい環境となっています。保護者からの相談は職員全体で共有し、発達に関することは発達相談支援コーディネーターが、食に関することは栄養士など連携し組織的に対応しています。意見箱にいただいた意見は、職員会議で検討した対応策をお知らせボードに掲示して保護者に伝えています。	
【37】Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> 園では安全計画を作成し、施設・設備の安全点検の項目と時期を明確にしており、職員への訓練・講習も救命救急など実践的な研修を組み込んでいます。保育に関するマニュアルは川崎市共通のマニュアルに加え、園独自でも作成し職員に周知しています。ヒヤリハット報告は事故防止検討委員会を設置して、職員会議で周知し、改善策を検討し再発防止への取り組みをおこなっています。	
【38】Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 健康マニュアルを整備し感染症の予防を適切におこなっています。こどもには年3回三者連携集会をおこない、正しい手洗いやうがいなど感染症の予防策を伝えています。保護者には、園内での感染症の発生状況や、川崎市で流行している感染書の発生状況を掲示して注意喚起をしています。	
【39】Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> 川崎市立保育所における業務継続計画では、関係機関との指示連絡系統を明記しています。園では洪水時の避難確保計画を立案し、職員に役割分担を周知しています。防災担当職員を中心に定期的に防災用品や備蓄品を確認し、発電機や充電器の起動確認をしています。さらに、アレルギー疾患のあるこどもへの誤食を防ぐため、ビブスを作成し危機に備えた対応をしています。保護者には入園のしおりにて、災害・非常時の対応や避難場所、緊急時の連絡手段などを周知し、奇数月に災害伝言ダイヤルの体験訓練を実施しています。	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<コメント> 川崎市の「保育の質ハンドブック」にもとづき職員全員が理解のもと保育に努めています。川崎市公立保育園の各種マニュアルは、職員はいつでも確認できるようにしています。園長は職員に「子どもに最善の利益を」と伝えており、共通認識のうえ保育に努めています。	
【41】Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント> 保育指導計画はこどもの様子やクラスの状況を振り返り・見直しをおこなっており、こども一人ひとりに合わせた支援や声かけをしています。保護者とは保育内容説明会・懇談会・個人面談など通じてコミュニケーションを図りこどもの姿を共有しています。	

【42】Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<コメント> 指導計画の策定は全体的な計画にもとづき、担任がクラスの様子に合わせて年間指導計画・月・週・日指導計画に落とし込んで作成しています。指導計画に関連して、栄養士が食育年間計画・食育活動計画を、看護師が健康管理計画を作成しています。離乳食の進め方は、こども一人ひとりの発達状況に合わせ保護者と栄養士・担任と連携して取り組んでいます。	
【43】Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント> 指導計画は期や月毎に振返りをし、こどもやクラスの状況に合わせて見直しをするなど柔軟に対応しています。職員会議では、指導計画の変更点を共有しています。保護者とは乳児は連絡帳、幼児は保育施設向けICTシステムにてこどもの姿を共有し、クラスの様子はドキュメンテーションを掲示しています。	
【44】Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント> 子どもに関する記録は川崎市共通の児童票や週日指導計画に記載しています。職員による書き方に差異がないよう、記録内容は主にこどもへの働きかけを記載しており、園長が必ず確認をしています。職員の早番・遅番による情報共有は、クラスの引き継ぎ簿やミーティングノートを確認することを徹底しています。	
【45】Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<コメント> 川崎市の個人情報保規程にもとづき、個人情報が含まれる書類は全て鍵の掛かる書庫にて管理しています。個人記録に関しては規程にもとづき保存年数後にシュレッダー処理をしています。保護者には重要事項説明書にて個人情報の取り扱いを説明し同意書の提出をお願いしています。	

第三者評価結果

事業所名：川崎市立 津田山保育園

A-1 保育内容

A-1-（1） 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-（1）-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a

<コメント>

全体的な計画は、園長が中心となって作成します。計画作成の際は、保育所保育指針をもとに職員全体で話し合いをおこないます。また、前年度の保育を振り返り、その評価・反省を分析した上で、変更が必要な箇所を訂正しながら、次年度の計画を立案しています。食育年間計画や保健管理計画は、保育士のほかに栄養士や看護師も参画し、三者連携で計画作成をしています。栄養士や看護師も、日々の保育の方向性や保育士の思いに触れ、こどもの姿に寄り添った計画を立てています。

A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-（2）-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a

<コメント>

保育室には大きな窓があり、間近を走る電車や外の景色がよく見え、明るい陽射しが入ってきます。保育室内はエアコンのほかに扇風機を多く設置しており、こどもの活動に合わせた室温調節をしています。また、園ではこどもの年齢発達に合わせ、興味関心を満たす玩具や遊具を用意し提供しています。安全面ではチェック表を活用し、毎月安全確認をおこなっています。また、「環境」をテーマにした園内研修で話し合いをおこない、園内の玩具や園庭の遊具のさらなる整備を進めています。

A-1-（2）-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a

<コメント>

こどもがゆったりと安心感を持って過ごせるよう、家庭的な雰囲気作りを心掛け、あたたかい関わりをしています。また、こども一人ひとりのありのままの姿を受け止め、言葉にならないこどもの意思を汲み取り、保育士が代弁するなどして、こどもの気持ちに寄り添っています。職員間では定期的に「こどもの権利」について話し合う機会を設け、意識の統一を図っています。園内研修では、人権についてのグループワークを開催し、意見交換をおこなって、意識向上に努めています。

A-1-（2）-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a

<コメント>

保育所保育指針や年間指導計画にもとづき、生活習慣が身につくように計画的かつ継続的に援助しています。保護者からの連絡帳や口頭での聞き取りを通じて家庭でのこどもの姿を捉え、こども一人ひとりの発達に合わせて無理のないように接し、援助しています。また、こどもの成長や発達を保護者とともに喜び合い、更なる効果的な援助に結びつけています。歯磨きや感染症予防、水分補給などの健康集会は、栄養士、看護師、保育士の三者連携でおこない、こどもに分かりやすく伝えています。

A-1-（2）-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a

<コメント>

こどもが主体的に遊びこめる玩具を充分に用意し、環境設定をしています。保育室内と園庭には、四角形や六角形のマルチパーツの玩具があり、こどもが自由な発想で組み合わせ、並べたり積み上げたりして遊び、創造力を育んでいます。異年齢活動では、年上のこどもの様子を見て真似たり、年下の子に優しく関わろうとしたりし、回数を重ねるごとに共同性や道徳性が育っています。さまざまな活動にこどもの意見を取り入れるために「こども会議」を開催し、一人ひとりがやりたいことを集約し、保育士とともに考え、実現に向けて援助をしています。

A－１－（２）－⑤	
【A 6】乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞	
保育士に見守られ安心できる環境の中で、こども一人ひとりが周囲の環境に対して好奇心を持ち探索できる環境を整えています。触ってみたい、やってみたいという意欲が満たし、楽しい気持ちに共感しながらあたたかい関わりを持つよう心掛けています。保育室内には、こどもの目線となる位置に柔らかい布製の玩具を設置したり、サークルや手づくりの衝立を活用して休息できる空間を用意したりして、こどもが安心して過ごせるように工夫しています。食事や睡眠については、個々の生活リズムに配慮しながら、穏やかな関わりの中で安心して過ごせるようにしています。	
A－１－（２）－⑥	
【A 7】3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞	
こどもの発達段階や興味関心に合わせて、少人数での活動を取り入れたり、遊ぶ場所や玩具を変えたりして、こどもが主体的に遊び込めるように工夫しています。トイレトレーニングなどの生活習慣の習得の際には、保護者から家庭での様子を詳しく聞き取り、こどもの発達状況や意欲を踏まえながら、無理のなくスムーズに進められるように努めています。年間を通して、ボランティアや実習生と関わる機会を設け、保育士以外のさまざまな大人とのコミュニケーションの中から多様な価値観を学び、社会性を育てています。	
A－１－（２）－⑦	
【A 8】3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞	
こども一人ひとりの個性を尊重し、主体的に活動できる環境を整えています。保育者が適切なタイミングで関わり、こどもの意思や思いを尊重しながら保育を展開しています。年齢に適した運動遊びやリズム遊びを計画的に取り入れ、こどもが前向きな気持ちを持てるようにしています。異年齢活動では、こども同士がお互いを知り、認め合えるように、保育士が適切なタイミングで関わりを持ち援助しています。日々のこどもの様子はドキュメンテーションやおたよりを活用し、保護者に伝えています。個人面談では、成長を喜び合い、子育ての悩みに寄り添っています。	
A－１－（２）－⑧	
【A 9】障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞	
全てのこどもが個性を尊重され、ともに成長し合える関係を築けるようインクルーシブ保育をおこなっています。障がいがあるこどもが安心して過ごせるよう、午睡用の仕切り板を活用してパーソナルスペースを確保したり、気持ちを落ち着けるための専用の部屋を用意したりしています。また、日常的にこども同士で相手の素敵なところを探す保育をおこない、互いに個性を認め合えるようにしています。毎月の指導計画の作成や支援方法の検討・実践、職員間の共有、保護者との連携、専門機関からの助言をもとに保育実践を積み重ねています。	
A－１－（２）－⑨	
【A 10】それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞	
こどもが無理なく安心して一日を過ごせるよう、粗大あそびと微細あそびをバランスよく取り入れ、十分な休息にも配慮しています。延長保育の時間帯は少人数で過ごし、家庭的な雰囲気の中で十分にスキンシップをとっています。補食は、温かくおいしい手作りのものが提供されます。職員間では引き継ぎ簿に伝達事項を記入し、保護者への伝達漏れがないよう申し送りをしています。職員全体に共有すべき情報はミーティングノートに、健康に関することは保健日誌に記入し、職員は必ず把握するようにしています。	

【A11】A－1－(2)－⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		a
＜コメント＞		
近隣の幼稚園や保育園とともに交流会に参加し、小学校体験を通して楽しい経験を重ね、小学校生活に期待を持てるようにしています。幼保小連絡会の中では、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムを用いてこどもの育ちを伝え、意見交換しながら相互理解へつなげています。また就学に向けて、保育要録を作成し、小学校へ一人ひとりの引継ぎをおこない、情報共有する機会をつくっています。卒園後には、進学先の小学校の授業参観や懇談会に参加して関わりをもち、卒園児の様子を聞き取るとともに就学を控えている年長児の情報共有をし、スムーズな接続に結び付けています。		
A－1－(3) 健康管理		第三者評価結果
【A12】A－1－(3)－① 子どもの健康管理を適切に行っている。		a
＜コメント＞		
川崎市の健康管理マニュアルにもとづき、こどもの健康管理を適切におこなっています。看護師と保育士は常に情報を共有し、こどもの体調を把握に努めており、保健日誌やヒヤリハットに記載されたこどもの健康に関する内容はミーティングで周知しています。午睡時には年齢ごとに設定された時間間隔で呼吸や顔色の確認をおこない、睡眠チェック表を用いて乳幼児突然死症候群を防いでいます。保護者会や保育説明会では、こどもの仰向け寝の大切さを保護者に伝えています。また、職員は万が一に備え、年2回、救急法やAEDの使用方法を練習しています。		
【A13】A－1－(3)－② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。		a
＜コメント＞		
健康診断を定期的実施し、こどもの健康状態を把握しています。健診結果はすみやかに健康診断記録表に記入し、口頭で伝えたり、すこやか手帳に記入したりして保護者に伝えています。年1回の歯科健診後は、歯科医師からの講評やアドバイス、保健だよりで保護者に紹介しています。また、こどもが自分の健康や安全に関心を持てるように、保育士、栄養士、看護師が連携し、保健指導や健康集会をおこなっています。2024年度は3・4・5歳児を対象に、歯の健康、暑い夏を健康に過ごす方法、風邪予防についての集会をおこなう計画を立てています。		
【A14】A－1－(3)－③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。		a
＜コメント＞		
アレルギー疾患のあるこどもの情報は、個別面談で保護者から聞き取り、職員に周知しています。保護者とは継続して定期的に栄養士との面談を設け、マニュアルにもとづいて除去食を提供しています。除去食については誤食事故が起こらないよう、朝のミーティングで栄養士とともに献立の確認をおこない、配膳時はダブルチェックを徹底し、異なる色のお盆での食事提供をしています。なお、災害などの緊急時の食物アレルギー対応では、当該児のアレルギー食物を明確にするため、ビブスを着用させ、安全に配慮しています。		
A－1－(4) 食事		第三者評価結果
【A15】A－1－(4)－① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a
＜コメント＞		
年間食育計画を保育士と栄養士で作成し、計画にもとづいて食育活動をおこなっています。離乳食は発達状況を把握し、保護者と連携しながら個々に進めています。たくさん遊んでお腹が空き、楽しく意欲的に食べられるようにし、落ち着いた雰囲気の中で食事ができるよう環境面での配慮をしています。また、行事食やリクエストメニュー、野菜の栽培、調理保育などで豊かな食の経験を提供しています。保護者に対しては、給食や食に関する情報を毎月の給食だよりで発信し、試食会も実施しています。		

【A16】 A－1－(4)－② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
＜コメント＞	
年2回、こどもの体格調査と給与栄養量の算出をおこない、一人ひとりの適量を把握しており、体調や好き嫌いに配慮し、無理なく楽しく食事できるようにしています。毎食ごとに子どもと一緒にメニューを確認し、使われている食材に興味を持ち意欲的に食べられるよう取り組んでいます。給食には川崎市育ちの旬の食材を積極的に使い、季節感のある献立を提供しています。保育士、園長、栄養士は子どもと一緒に給食を食べ、味や食感を確かめ、喫食簿に記録しています。なお、病気の回復期には、保護者の申請に応じ当日の食材から可能な範囲で回復食を提供しています。	

A-2 子育て支援

A-2-（1） 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A－2－(1)－① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
＜コメント＞	
保育の様子は、個別連絡帳やドキュメンテーション、クラスだよりで保護者に知らせ、理解を得ています。併せて、登降園時の会話でこどもの様子を伝え、保護者とのコミュニケーションを図り、信頼関係を築いています。保護者との会話で得られた情報は、必要に応じて職員間で共有し、日々の保育に活かしています。また、クラス懇談会、保育説明会、保育参観、個人面談などを開催し、保育内容を保護者に説明し、理解を得られるようにしています。	
A-2-（2） 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A－2－(2)－① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
＜コメント＞	
登降園時には会話をし、こどもの成長やエピソードを伝えるなど、保護者との密なコミュニケーションを図り、信頼関係を築いています。また、保護者の様子を確認し、困っていることがないか気にかけています。いつでも相談しやすい雰囲気作りを心掛けており、保護者からの相談があった場合は、迅速な対応ができるよう職員体制を整えています。園には看護師、栄養士、発達相談支援コーディネーターが5名所属しており、相談内容に応じてお互いに連携しています。必要に応じて、区役所や川崎市中央療育センター、西部地域療育センター、児童相談所などと情報共有をし、適切な支援につながるよう連携しています。	
【A19】 A－2－(2)－② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
＜コメント＞	
必要な時は、マニュアルに沿って関係機関に報告し、連携を図っています。また、保護者が育児の悩みや困り感などを抱え込まないよう、日ごろの会話やコミュニケーションを大切にしています。園ではこどもの人権や虐待に関する研修が充実しており、定期的に「人権擁護のためのセルフチェックシート」などを用いて自己評価をおこなったり、「川崎市こどもの権利に関する条例のパンフレット」をもとに、こどもの人権について話し合ったりして、意識向上に努めています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-（1）保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A－3－(1)－① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
＜コメント＞	
各種指導計画は定期的に振り返りをおこない、評価・反省をした上、職員間で意見交換をし、次の指導計画に活かしています。保育実践の自己評価では、保育に対する思いや意図を保育士同士で伝えあい、各クラスの保育内容への理解につなげています。また、行事や異年齢保育を通して変化するこどもの姿を保育士間で共有し、年齢が違うクラス同士のつながりを意識するようにしています。園内研修の自己評価では、保育の振り返りチェックリストを使用し、人権について語り合う場を設けています。語り合いたいテーマに自己参加し、活発に意見交換をおこない、学びあう貴重な機会となっています。	